



埼玉県報

第 2 6 0 6 号
平成 2 6 年 6 月 2 7 日
金 曜 日

目 次

規則

- [生活保護法施行細則の一部を改正する規則\(社会福祉課\)](#)

告示

- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(南西部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(川越比企地域振興センター東松山事務所\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(西部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(北部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(北部地域振興センター本庄事務所\)](#)
- [地籍調査の成果の認証\(土地水政策課\)](#)
- [公文書の開示の実施状況の公表\(県政情報センター\)](#)
- [生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による介護機関の指定\(社会福祉課\)](#)
- [生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定介護機関の変更の届出\(社会福祉課\)](#)
- [生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止の届出\(社会福祉課\)](#)
- [生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による医療機関及び施術者の指定\(社会福祉課\)](#)
- [生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定医療機関の廃止の届出\(社会福祉課\)](#)
- [生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定施術者の休止の届出\(社会福祉課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の終了\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の終了\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の実施\(用地課\)](#)
- [鴻巣都市計画下水道事業の事業計画の変更認可\(都市計画課\)](#)
- [東松山都市計画事業葛袋土地区画整理事業の換地処分公告\(市街地整備課\)](#)
- [北戸田駅東1街区市街地再開発組合の解散認可\(市街地整備課\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)
- [埼玉県立循環器・呼吸器病センターの汎用血管撮影装置の調達に関する落札者等の公示\(経営管理課\)](#)

雑報

- [埼玉県議会議長選挙\(議会・秘書課\)](#)

規則

生活保護法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年六月二十七日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県規則第六十号

生活保護法施行細則の一部を改正する規則

生活保護法施行細則（昭和四十一年埼玉県規則第一号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号。以下「省令」という。）（第二条）を「生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「法」という。）（第二十四条第一項（同条第九項において準用する場合を含む。））に、「申請の書面」を「申請書」に改め、同条第二項中「省令第二条第三項」を「生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号。以下「省令」という。）（第一条第五項）」に、「申請の書面」を「申請書」に改め、同条第三項中「書面」を「申請書」に改める。

第一条の二の見出しを「（資料の提供等）」に改め、同条中「生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「法」という。）（第二十九条）」を「法第二十九条第一項」に、「調査の嘱託」を「資料の提供等の求め」に改め、同条を第一条の三とし、第一条の次に次の一条を加える。

（扶養義務者等に対する通知等）

第一条の二 福祉事務所長は、法第二十四条第八項の規定により通知をするときは、様式第七号の二の書面により行わなければならない。

2 福祉事務所長は、法第二十八条第二項の規定により報告を求めるときは、様式第七号の三の書面により行わなければならない。

第十九条中「様式第五十号」を「様式第五十三号」に改め、同条を第二十二条とし、第十八条の次に次の三条を加える。

（就労自立給付金申請書）

第十九条 省令第十八条の四第一項に規定する申請書の様式は、様式第五十号のとおりとする。

（就労自立給付金決定通知書）

第二十条 福祉事務所長は、法第五十五条の四第一項の規定により就労自立給付金を支給するときは、様式第五十一号の就労自立給付金決定通知書により通知しな

ければならない。

(徴収金等支払申出書)

第二十一条 省令第二十二條の三第一項に規定する申出書の様式は、様式第五十二号のとおりとする。

様式第一号を次のように改める。

様式第1号(第1条関係)

生活保護法による保護申請書

年 月 日

(宛先)

埼玉県 福祉事務所長

申請者 住所又は居所

氏 名

印

次のとおり相違ないので、生活保護法による保護を申請します。

保護を受けようとする理由							
保護を受けようとする者	住所又は居所	(電話)					
	氏 名	性別	生年月日	職 業	申請者との関係	備 考	
	資産及び収入の状況	資産申告書及び収入申告書のとおり					

- 注1 このほかに、保護の決定に必要な書面の提出を求めることがあります。
- 2 不実の申請をして不正に保護を受けた場合、生活保護法第85条第1項又は刑法の規定によつて処罰されることがあります。

「住所又は居所」
住所 住所
氏名 氏名
住所又は居所 住所
氏名 氏名

同 意 書

生活保護法による保護の決定若しくは実施又は同法第77条若しくは第78条の規定の施行のために必要があるときは、私及び私の世帯員（以下「私等」という。）の次に掲げる事項につき、福祉事務所が官公署、日本年金機構若しくは共済組合等（以下「官公署等」という。）に対し、必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社、私等の雇主その他の関係人（以下「銀行等」という。）に報告を求めることに同意します（保護廃止後は、氏名及び住所又は居所、健康状態並びに他の保護の実施機関における保護の決定及び実施の状況を除き、保護を受けていた期間における事項に限ります。）。

また、福祉事務所の調査又は報告要求に対し、官公署等又は銀行等が報告することについて、私等が同意している旨を官公署等又は銀行等に伝えて構いません。

- 1 氏名及び住所又は居所
- 2 資産及び収入の状況（生業若しくは就労又は求職活動の状況、扶養義務者の扶養の状況及び他の法律に定める扶助の状況を含む。）
- 3 健康状態
- 4 他の保護の実施機関における保護の決定及び実施の状況
- 5 支出の状況

年 月 日

住所又は居所

氏 名

印

（宛先）

埼玉県 福祉事務所長

「住所又は居所
氏名」を「住所
氏名」に
様式第三号の五中「あて先」を「宛先」に
改める。

様式第四号の注２中「第 8 5 条」を「第 8 5 条第 1 項」に改める。

様式第七号の次に次の二様式を加える。

第 号
年 月 日

様

埼玉県 福祉事務所長 印

生活保護法による保護の決定に伴う扶養義務者への通知について

あなたの にあたる 様に対して生活保護法による保護の開始を決定しますので生活保護法第24条第8項の規定により通知します。

氏 名	
保護の開始の申請 があつた日	

（参考）

生活保護法（抜粋）

第4条 保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。

2 民法（明治29年法律第89号）に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとする。

第24条

8 保護の実施機関は、知れたる扶養義務者が民法の規定による扶養義務を履行していないと認められる場合において、保護の開始の決定をしようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、当該扶養義務者に対して書面をもつて厚生労働省令で定める事項を通知しなければならない。ただし、あらかじめ通知することが適当でない場合として厚生労働省令で定める場合は、この限りでない。

民法（抜粋）

第877条 直系血族及び兄弟姉妹は、互いに扶養をする義務がある。

2 家庭裁判所は、特別の事情があるときは、前項に規定する場合のほか、三親等内の親族間においても扶養の義務を負わせることができる。

注 「知れたる扶養義務者が民法の規定による扶養義務を履行していないと認められる場合」とは、当所において、定期的に会っているなど交際状況が良好であること、扶養義務者の勤務先等から当該要保護者に係る扶養手当や税法上の扶養控除を受けていること、高額な収入を得ているなど資力があることが明らかであること等を総合的に勘案して判断しています。

第 号
年 月 日

様

埼玉県 福祉事務所長 印

生活保護法第28条第2項の規定に基づく報告について（依頼）

あなたの にあたる 様（住所又は居所 ）は生活保護法による保護を申請して（受けて）いますが、生活保護法では民法に定められた扶養義務者による扶養は生活保護に優先して行われるものとされており、民法に定める扶養義務を履行することが可能と認められる扶養義務者が、扶養義務を履行していないときは、履行しない理由など保護の決定や実施などのために必要な範囲で、扶養義務者に対して報告を求めることができることとなつています。

つきましては、保護の決定や実施などのため必要がありますので、 年 月 日までに扶養義務を履行しない理由について報告くださいますようお願いいたします。

注 「民法に定める扶養義務を履行することが可能と認められる扶養義務者」とは、当所において、定期的に会っているなど交際状況が良好であること、扶養義務者の勤務先等から当該要保護者に係る扶養手当や税法上の扶養控除を受けていること、高額な収入を得ているなど資力があることが明らかであること等を総合的に勘案して判断しています。

（特記事項）
（担当者 ）

（参考）

生活保護法（抜粋）

第4条 保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。

2 民法（明治29年法律第89号）に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとする。

第28条

2 保護の実施機関は、保護の決定若しくは実施又は第77条若しくは第78条の規定の施行のため必要があると認めるときは、保護の開始又は変更の申請書及びその添付書類の内容を調査するために、厚生労働省令で定めるところにより、要保護者の扶養義務者若しくはその他の同居の親族又は保護の開始若しくは変更の申請の当時要保護者若しくはこれらの者であつた者に対して、報告を求めることができる。

民法（抜粋）

第877条 直系血族及び兄弟姉妹は、互いに扶養をする義務がある。

2 家庭裁判所は、特別の事情があるときは、前項に規定する場合のほか、三親等内の親族間においても扶養の義務を負わせることができる。

様式第八号を次のように改める。

様

埼玉県 福祉事務所長 印

生活保護法第 2 9 条第 1 項の規定に基づく資料の提供等について (依頼)

保護の決定若しくは実施又は生活保護法第 7 7 条若しくは第 7 8 条の規定の施行のために必要がありますので、同法第 2 9 条第 1 項の規定に基づき、下記の事項について照会します。

なお、当事務所において、入手した資料については、情報の秘密の保護に万全を期していただきますので念のため申し添えます。

記

(参考)

生活保護法 (抜粋)

第 2 9 条 保護の実施機関及び福祉事務所長は、保護の決定若しくは実施又は第 7 7 条若しくは第 7 8 条の規定の施行のために必要があると認めるときは、次の各号に掲げる者の当該各号に定める事項につき、官公署、日本年金機構若しくは国民年金法 (昭和 3 4 年法律第 1 4 1 号) 第 3 条第 2 項に規定する共済組合等 (次項において「共済組合等」という。) に対し、必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社、次の各号に掲げる者の雇主その他の関係人に、報告を求めることができる。

一 要保護者又は被保護者であつた者 氏名及び住所又は居所、資産及び収入の状況、健康状態、他の保護の実施機関における保護の決定及び実施の状況その他政令で定める事項 (被保護者であつた者にあつては、氏名及び住所又は居所、健康状態並びに他の保護の実施機関における保護の決定及び実施の状況を除き、保護を受けていた期間における事項に限る。)

二 前号に掲げる者の扶養義務者 氏名及び住所又は居所、資産及び収入の状況その他政令で定める事項 (被保護者であつた者の扶養義務者にあつては、氏名及び住所又は居所を除き、当該被保護者であつた者が保護を受けていた期間における事項に限る。)

2 別表第一の上欄に掲げる官公署の長、日本年金機構又は共済組合等は、それぞれ同表の下欄に掲げる情報につき、保護の実施機関又は福祉事務所長から前項の規定による求めがあつたときは、速やかに、当該情報を記載し、若しくは記録した書類を閲覧させ、又は資料の提供を行うものとする。

第 2 4 条 保護の開始を申請する者は、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を保護の実施機関に提出しなければならない。ただし、当該申請書を作成することができない特別の事情があるときは、この限りではない。

四 要保護者の資産及び収入の状況 (生業若しくは就労又は求職活動の状況、扶養義務者の扶養の状況及び他の法律に定める扶助の状況を含む。以下同じ。)

生活保護法施行令 (抜粋)

第 2 条の 2 法第 2 9 条第 1 項第 1 号に規定する政令で定める事項は、支出の状況とする。

様式第十九号中「回游船4項」を「中世和艦法第28条第5項」に改める。

様式第五十号中「(船19条関係)」を「(船22条関係)」に改め、同様式を

様式第五十三号とし、様式第四十九号の次に次の三様式を加える。

様式第51号(第20条関係)

(表面)

就労自立給付金決定通知書

第 号
年 月 日

様

埼玉県 福祉事務所長 印

年 月 日付けで申請のあつた生活保護法による就労自立給付金を次のとおり決定したので通知します。

1 支給額 円

2 保護の廃止時期 年 月 日

3 支給を決定した理由

4 就労自立給付金の支給日及び支給方法

(備考)

就労自立給付金は、この通知を受けた日の属する年分の一時所得となります。一時所得には50万円の特別控除がありますので、他に生命保険の一時金など一時所得に該当する所得があり、50万円の特別控除をしてもなお残額がある場合に限り一時所得の金額が生じ、所得税及び個人住民税が課税されることがあります。

(裏面)

教 示

1 この決定に不服があるときは、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、埼玉県知事に対して審査請求をすることができます。

ただし、決定があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内であつても、決定があつた日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

2 1の審査請求に対する判決を経た場合に限り、その審査請求に対する判決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、埼玉県を被告としてこの決定の取消しの訴えを提起することができます。この場合、訴訟において埼玉県を代表する者は、埼玉県知事です。

ただし、判決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内であつても、判決があつた日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、次の から までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する判決を経ないでこの決定の取消しの訴えを提起することができます。

審査請求をした日の翌日から起算して50日を経過しても判決がないとき。

決定、決定の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

様式第52号(第21条関係)

生活保護法第78条の2の規定による保護金品等を
徴収金の納入に充てる旨の申出書

私は、不実の申告など不正な手段により保護を受けた場合は、生活保護法第78条の2の規定に基づき、交付される保護金品等(保護費(金銭給付されるものに限る。)及び就労自立給付金をいう。以下同じ。)の額から、同法第78条の規定に基づく徴収金のうち福祉事務所と協議して定める額について、当該保護金品等の交付期日をもつて支払に充てる旨を、下記の内容について確認した上で、申し出ます。

なお、申出の撤回又は申出内容の変更を行わない限りにおいて、本申出に基づき、徴収金を全て納付するまで保護金品等から支払に充てるものとします。

記

- 1 生活保護制度は、全額公費によつてその財源が賄われていることから、不正受給はあつてはならない。不正受給があつた場合、生活保護法第78条の規定に基づく徴収金は、必ず全額支払わなければならないものであること。
- 2 不正をしようとする意思がなくても、申告漏れが度重なる場合は「不実の申告」と福祉事務所に判断される場合があること。
- 3 徴収金の支払に際して、一括して納付することが困難な場合には、家計の節約に努め、本申出の方法により保護金品等から支払に充てること。

年 月 日

住所又は居所

氏 名

印

(宛先)

埼玉県 福祉事務所長

私は、本申出に基づき、 年 月分からの保護金品等から次のとおり
年 月 日付け費用徴収決定通知による生活保護法第78条の規定に基づく徴収金の支払に充てるものとします。

徴収金の納入に充てる額及び支払日

年 月 日

住所又は居所

氏 名

印

(宛先)

埼玉県 福祉事務所長

附 則

この規則は、平成二十六年七月一日から施行する。

告 示

埼玉県告示第九百三十号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二週間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県南西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十六年六月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十六年六月十八日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人美えな塾
- 三 代表者の氏名
片山 弥生
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県朝霞市仲町一丁目十一番四十七号
- 五 定款に記載された目的
この法人は、女性の産前産後の心身の健康に関する悩みに広く迅速に対応するために、産前産後の心身のケアに関する相談、教育、情報提供ならびに普及啓蒙活動を行い、女性が安心安全に産前産後を過ごせる健全な社会環境の実現に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第九百三十一号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県川越比企地域振興センター東松山事務所において備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-ngo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十六年六月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十六年六月二十日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 Poco a Poco

三 代表者の氏名

松井 治子

四 主たる事務所の所在地

埼玉県東松山市石橋一〇四四番地二

五 定款に記載された目的

この法人は、さまざまな障害により生活のしづらさを抱える人達の自立と社会参加を目指し、福祉に関する支援事業を行うと共に、地域に暮らす不特定多数の人達に支援事業を行い、誰もが住みやすい共生社会・真のノーマライゼーションの実現に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第九百三十二号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二週間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十六年六月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十六年六月二十日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人あまやどり
- 三 代表者の氏名
李 相勳
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県日高市大字栗坪百七十四番地一
- 五 定款に記載された目的
この法人は、軽度な精神障害者や、社会と関わることに困難を抱えた人たちに
対し隣人愛の精神から自立支援活動を行い、地域の福祉に寄与することを目的と
する。

告 示

埼玉県告示第九百三十三号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二週間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県北部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十六年六月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十六年六月十九日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ノーマリゼーション協会

三 代表者の氏名

富田 淳

四 主たる事務所の所在地

埼玉県熊谷市妻沼千四百六十一番地一

五 定款に記載された目的

この法人は、知的障害者及び高齢者等に対する各種福祉サービス並びに支援を行うとともに、福祉サービスを提供している団体との連携体制を築き、各団体の事務の合理化や対外折衝等、本来業務の遂行が円滑に行えるように支援すること
で、地域の社会福祉向上に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第九百二十四号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県北部地域振興センター本庄事務所において備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十六年六月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十六年六月二十日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人でんでんむしむし

三 代表者の氏名

長岡 憲史

四 主たる事務所の所在地

埼玉県本庄市共栄四十九番地

五 定款に記載された目的

（変更前）この法人は、高齢者や障害者ご本人とその家族に対し、介護保険法及び障害者自立支援法に基づく事業を行い、誰もが安全・安心に暮らせる地域社会を創造することで、福祉の増進に寄与することを目的とする。

（変更後）この法人は、高齢者や障害者（児）ご本人とその家族に対し、介護保険に基づく介護事業及び障害福祉サービス事業の経営に関する事業を行い、誰もが安全・安心に暮らせる地域社会を創造することで、福祉の増進に寄与することを目的とする。

告示

埼玉県告示第九百二十五号

ときがわ町における地籍調査の成果を、国土調査法（昭和二十六年法律第百八十八号）第十九条第二項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定により次のとおり公告する。

平成二十六年六月二十七日

埼玉県知事 上田清司

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果	調査を行った地区	認定年月日
ときがわ町	平成二十四年度地籍簿 平成二十五年度地籍簿	図七十九枚 三冊	馬場・関堀・田中（大字馬場、大字関堀及び大字田中の一部）	平成二十六年六月二十四日

告 示

埼玉県告示第九百二十六号

埼玉県情報公開条例（平成十二年埼玉県条例第七十七号）第三十二条の規定により、平成二十五年度の公文書の開示の実施状況を次のとおり公表する。

平成二十六年六月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

請求及び申出の受付件数及び処理件数

実施機関	受付区分	受付件数			平成25年度処理件数					平成26年3月末現在未処理件数
		平成25年度受付件数	前年度からの繰越件数	計	開示	部分開示	不開示	取下げ	計	
知事	請求	4,365	62	4,427	888	2,759	90	112	3,849	578
	申出	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	4,365	62	4,427	888	2,759	90	112	3,849	578
教育委員会	請求	205	0	205	38	99	10	50	197	8
	申出	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	205	0	205	38	99	10	50	197	8
選挙管理委員会	請求	69	0	69	8	58	1	1	68	1
	申出	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	69	0	69	8	58	1	1	68	1

人事委員会	請求	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	申出	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0	0	0	0	0
監査委員	請求	3	0	3	3	0	0	0	3	0
	申出	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	3	0	3	3	0	0	0	3	0
労働委員会	請求	1	0	1	1	0	0	0	1	0
	申出	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	1	0	1	1	0	0	0	1	0
収用委員会	請求	3	0	3	0	0	0	3	3	0
	申出	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	3	0	3	0	0	0	3	3	0

内水面漁場 管理委員会	請求	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	申出	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公営企業 管理者	請求	111	0	111	47	51	1	12	111	0
	申出	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	111	0	111	47	51	1	12	111	0
病院事業 管理者	請求	366	1	367	137	218	3	9	367	0
	申出	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	366	1	367	137	218	3	9	367	0
下水道事 業管理者	請求	15	0	15	5	3	0	7	15	0
	申出	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	15	0	15	5	3	0	7	15	0

地方独立 行政法人	請求	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	申出	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公安委員会	請求	10	0	10	5	5	0	0	10	0
	申出	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	10	0	10	5	5	0	0	10	0
警察本部長	請求	2,631	6	2,637	459	2,123	51	2	2,635	2
	申出	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	2,631	6	2,637	459	2,123	51	2	2,635	2
合計	請求	7,779	69	7,848	1,591	5,316	156	196	7,259	589
	申出	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	7,779	69	7,848	1,591	5,316	156	196	7,259	589

注 1 「請求」とは埼玉県情報公開条例第 7 条に規定するものからの請求をいい、「申出」とは同条例第 2 1 条第 1 項に規定するものからの申出をいう。

注 2 件数は、公文書の件数である。

告 示

埼玉県告示第九百三十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定による介護扶助のための居宅介護等及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による介護支援給付のための居宅介護等を担当する介護機関として、次の者を指定した。

平成二十六年六月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

名 称	所 在 地	開 設 者 名	サ ー ビ ス の 種 類	指 定 年 月 日
マザーケアサービス	川口市並木3-29-17	有限会社 マザーケアサービス	介護予防訪問介護	平成26年2月1日
デイサービスセンターもみの木 杉戸高野台	北葛飾郡杉戸町下野435	社会福祉法人 真善会	居宅介護支援	平成26年5月1日
まちだ訪問クリニック	朝霞市本町1-34-1ボンビラージュテナント1階	医療法人五麟会	居宅療養管理指導	平成25年5月1日
			介護予防居宅療養管理指導	
福祉楽団 地域ケア よしかわ	吉川市吉川団地1街区7号棟107	社会福祉法人 福祉楽団	訪問介護	平成26年4月1日
			介護予防訪問介護	
ケアマネジャー事務所サーバントふじみ野	ふじみ野市大井中央4-18-31	有限会社 サーバント	居宅介護支援	平成26年4月1日
リハビリデイサービス アクティ	上尾市小敷谷2-1	有限会社 いわき ケアフォレスト	通所介護	平成26年5月1日
			介護予防通所介護	
通所介護事業所 エルスリーさいたま狭山	狭山市大字北入曽879番地1	株式会社 エヌ・ビー・ラボ	通所介護	平成26年6月1日
デイサービス 深谷横丁	深谷市上柴町西6丁目13番地8	特定非営利活動法人 Shields	通所介護	平成26年6月1日
			介護予防通所介護	
あずみ苑みずほ	富士見市鶴馬3-8-2	株式会社 レオパレス21	訪問入浴介護	平成26年5月19日
			介護予防訪問入浴介護	
デイサービス 一番山車	白岡市篠津1926番地3	有限会社 トータルフード和楽	通所介護	平成26年5月24日
			介護予防通所介護	
ヘルパーステーションかがやき	熊谷市宮町二丁目144番地 熊谷コーポピアネーズ208号	株式会社 輝	訪問介護	平成26年6月1日
			介護予防訪問介護	

上野台の里 短期入所生活介護	ふじみ野市上野台二丁目15番25号	社会福祉法人 相愛福祉会	短期入所生活介護	平成26年5月1日
			介護予防短期入所生活介護	
上野台の里 デイサービスセンター	ふじみ野市上野台二丁目15番25号	社会福祉法人 相愛福祉会	通所介護	平成26年5月1日
			介護予防通所介護	
a r u k u +	ふじみ野市大井中央4-18-31	有限会社 サーバント	通所介護	平成26年5月1日
			介護予防通所介護	
ケアプラン わせだ	三郷市早稲田4-27-1 岡田アパートB-6	株式会社 たかひろ	居宅介護支援	平成26年6月1日
ふるさとホーム小川大塚	比企郡小川町大塚1042番1	株式会社 ヴァティー	特定施設入居者生活介護	平成26年5月1日
			介護予防特定施設入居者生活介護	
デイサービス桜 弐番館	所沢市小手指南6-12-8 椿峰ヒルズ101	株式会社 桜介護事業所	通所介護	平成26年5月1日
			介護予防通所介護	
デイサービスセンターなごやか東所沢	所沢市大字下安松200番の1	株式会社 やまねメディカル	通所介護	平成26年5月1日
			介護予防通所介護	
居宅介護支援事業所 鈴木さん家	所沢市三ヶ島3-1113-5	有限会社 鈴木さん家	居宅介護支援	平成26年5月1日
株式会社ピュアホームズ 戸田営業所	戸田市喜沢1-12-2	株式会社ピュアホームズ	福祉用具貸与	平成26年5月1日
			特定福祉用具販売	
			特定介護予防福祉用具販売	
			介護予防福祉用具貸与	
こころデイサービス 川口桜町	川口市桜町5-6-10	株式会社 アレス	通所介護	平成26年5月1日

ヒューマンサポート川口赤井サービスセンター	川口市赤井590-1	株式会社 日本ヒューマンサポート	通所介護	平成26年6月1日
			介護予防通所介護	
ショートステイ リゾートたんぼぼ	飯能市落合527番1	特定非営利活動法人 ぬくもり福祉会たんぼぼ	短期入所生活介護	平成26年4月1日
			介護予防短期入所生活介護	
まごころケアプラン	本庄市栄2丁目8番1号 リオネルガーデン101号室	有限会社 まごころ	居宅介護支援	平成26年5月1日
デイサービスセンター ウェルーツ	深谷市上野台3125-9	株式会社 sfida	通所介護	平成26年6月1日
			介護予防通所介護	
デイサービス きらら	深谷市上柴町西4丁目28-11 昭和コーポ深谷	株式会社 エリブシス	通所介護	平成26年6月3日
			介護予防通所介護	
デイサービスここいち深谷	深谷市田中743-1	株式会社 いっしん	通所介護	平成26年6月1日
居宅介護支援事業所 談話室	深谷市大塚189-2	社会福祉法人 望未会	居宅介護支援	平成26年6月1日
訪問介護ハーベスト戸田	戸田市美女木4丁目13番地2	株式会社 川商アドバンス	訪問介護	平成26年6月1日
			介護予防訪問介護	
愛の家グループホーム久喜吉羽	久喜市吉羽1-44-8	メディカル・ケア・サービス株式会社	認知症対応型共同生活介護	平成26年6月1日
			介護予防認知症対応型共同生活介護	
愛の家グループホーム久喜本町	久喜市本町5-2-18	メディカル・ケア・サービス株式会社	認知症対応型共同生活介護	平成26年6月1日
			介護予防認知症対応型共同生活介護	
ぱっちり リハビリデイサービス せざき	草加市瀬崎3-36-7	有限会社 オアシス	通所介護	平成26年5月1日
			介護予防通所介護	

き ら め き	熊谷市佐谷田 3 7 6 9 - 3	株 式 会 社 光 健	通 所 介 護	平成 26 年 6 月 1 日
			介 護 予 防 通 所 介 護	
ヘルスケアサポート	熊谷市村岡 3 0 7 番地 1	社会福祉法人 万正会	居 宅 介 護 支 援	平成 26 年 4 月 1 日
ダイアナデイサービスセンター	熊谷市野原 4 6 1 番地 7	社会福祉法人 武蔵野ユートピアダイアナクラブ	通 所 介 護	平成 26 年 4 月 1 日
			介 護 予 防 通 所 介 護	
ほっとサービス菜	春日部市一ノ割四丁目 6 番 1 1	合同会社 ほっとサービス菜	訪 問 介 護	平成 26 年 6 月 1 日
			介 護 予 防 訪 問 介 護	
だんらの家 南桜井	春日部市大衾 1 8 6 - 1 7	株式会社 L'affection	通 所 介 護	平成 26 年 6 月 1 日
ホームヘルプ わせだ	三郷市早稲田 5 - 2 0 - 5	株 式 会 社 た か ひ ろ	訪 問 介 護	平成 26 年 6 月 1 日
			介 護 予 防 訪 問 介 護	
介 護 の 太 助 羽 生 店	羽生市中央 2 - 1 - 7 田中ビル 1 階 2 号	株 式 会 社 光 徳	福 祉 用 具 貸 与	平成 26 年 6 月 1 日
			特 定 福 祉 用 具 販 売	
			特 定 介 護 予 防 福 祉 用 具 販 売	
			介 護 予 防 福 祉 用 具 貸 与	
ラ フェスタ吉川	吉川市大字平沼 9 6 3 番地	医 療 法 人 社 団 恭 美 会	特 定 施 設 入 居 者 生 活 介 護	平成 26 年 6 月 1 日
			介 護 予 防 特 定 施 設 入 居 者 生 活 介 護	
ふるさとホーム毛呂山	入間郡毛呂山町西大久保 8 7 9 番地	株 式 会 社 ヴ ァ テ ィ ー	特 定 施 設 入 居 者 生 活 介 護	平成 26 年 6 月 1 日
			介 護 予 防 特 定 施 設 入 居 者 生 活 介 護	
な ん く る	秩父市太田 2 2 2 8 - 2	株 式 会 社 な ん く る	居 宅 介 護 支 援	平成 26 年 6 月 10 日

さつき居宅介護支援事業所	入間市上藤沢 1 8 - 2	さつき介護株式会社	居宅介護支援	平成26年6月1日
在宅サポート21狭山訪問看護ステーション	狭山市大字水野 3 6 - 3	医療法人 尚寿会	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	平成26年5月1日
訪問介護事業所 エリスリーさいたま狭山	狭山市大字北入曽 8 7 9 番 1	株式会社 エヌ・ピー・ラボ	訪問介護	平成26年6月1日
ライフサポート城南	深谷市人見 7 5 8 - 2	株式会社 城南硝子工業所	居宅介護支援	平成26年4月1日
シノテクス株式会社	坂戸市千代田 2 丁目 1 4 番地 5	シノテクス株式会社	福祉用具貸与	平成26年5月1日
			特定福祉用具販売	
			特定介護予防福祉用具販売	
			介護予防福祉用具貸与	
あかり訪問看護ステーション	鴻巣市本町 2 - 1 - 7 2 F	医療法人 三療会	訪問看護	平成26年5月1日
			介護予防訪問看護	
マナ 訪問看護ステーション	川口市飯塚 2 丁目 7 番 1 0 号 佐々木事務所 1 0 1	株式会社 福音	訪問看護	平成26年5月1日
			介護予防訪問看護	
鳩ヶ谷クリニック	川口市里 1 6 4 6 番地 1 階	医療法人社団 三世会	訪問看護	平成26年5月1日
			居宅療養管理指導	
			介護予防訪問看護	
			介護予防居宅療養管理指導	
訪問看護ステーション あおぞら	草加市八幡町 1 3 2 6 番地 1	株式会社 ヒューマン&ネイチャ-	訪問看護	平成26年3月1日
			介護予防訪問看護	
医療法人社団 Your smile よつば歯科	川口市坂下町 2 - 1 - 2 5	医療法人社団 Your smile よつば歯科	居宅療養管理指導	平成26年5月1日

			介護予防居宅療養管理指導	
デンタルクリニック デュオ 中爪	比企郡小川町大字中爪95番地31	塩田 乃里子	居宅療養管理指導	平成26年5月1日
			介護予防居宅療養管理指導	
医療法人社団 大伸会 なぎさ歯科クリニック	越谷市南越谷4丁目13番地20住商第2ビル3階	医療法人社団 大伸会	居宅療養管理指導	平成26年1月1日
			介護予防居宅療養管理指導	
医療法人社団 真昭会 埼玉クリニック	川口市大字東本郷字合ノ谷965番地	医療法人社団 真昭会	居宅療養管理指導	平成26年5月1日
			介護予防居宅療養管理指導	
湯原歯科クリニック	所沢市東狭山ヶ丘6-2775-3	湯原歯科クリニック	居宅療養管理指導	平成26年5月1日
			介護予防居宅療養管理指導	
小手指アイル歯科・矯正歯科	所沢市小手指1丁目8番地1 2階	医療法人 希翔会	居宅療養管理指導	平成26年5月1日
			介護予防居宅療養管理指導	
ふれあい歯科	川口市東川口4-24-1 アド・ドミール202	長谷川 浩之	居宅療養管理指導	平成26年5月1日
			介護予防居宅療養管理指導	
医療法人 康曜会 プラナクリニック	深谷市柏合144-2	医療法人 康曜会	居宅療養管理指導	平成26年4月1日
			介護予防居宅療養管理指導	
染井クリニック	鶴ヶ島市新町二丁目23番3	医療法人 仁会	居宅療養管理指導	平成26年5月1日
			介護予防居宅療養管理指導	
清見薬局	ふじみ野市清見1-2-13	有限会社 メディスト	居宅療養管理指導	平成22年5月6日
			介護予防居宅療養管理指導	

うぐいす薬局	入間市豊岡 5 - 3 - 5	株式会社 J.N.Pharmacy	居宅療養管理指導	平成26年5月1日
			介護予防居宅療養管理指導	
徳永薬局 東松山店	東松山市本町 1 - 7 - 2 4	徳永薬局株式会社	居宅療養管理指導	平成26年6月1日
			介護予防居宅療養管理指導	
かしあい薬局	深谷市人見 1 9 8 2	株式会社 葵調剤	居宅療養管理指導	平成26年6月1日
所沢クローバ薬局	所沢市東住吉 9 - 3	株式会社 エスシーグループ	居宅療養管理指導	平成26年6月1日
			介護予防居宅療養管理指導	
クリニカ薬局	幸手市中 5 - 9 - 1 6	株式会社 やまと薬品	居宅療養管理指導	平成26年6月1日
			介護予防居宅療養管理指導	
ドリーム薬局 武里店	春日部市大畑 3 2 1 番地	有限会社 フロムサーティ	居宅療養管理指導	平成26年6月1日
西武薬局	狭山市入間川 4 - 1 6 - 2 3 プロスピリティー狭山 1階	株式会社 アポステータス	居宅療養管理指導	平成26年5月1日
			介護予防居宅療養管理指導	
ひろせ西武薬局	狭山市広瀬東 3 - 1 3 - 1 8	株式会社 アポステータス	居宅療養管理指導	平成26年5月1日
			介護予防居宅療養管理指導	
SFC薬 幸手中央店	幸手市幸手 2 0 6 0 - 5	株式会社 セントフォローカンパニー	居宅療養管理指導	平成26年6月1日
			介護予防居宅療養管理指導	
医療法人社団 親孝会 エミナークリニック	春日部市内牧字下原新田 3 7 0 1 - 1	医療法人社団 親孝会	居宅療養管理指導	平成26年6月1日
			介護予防居宅療養管理指導	
デイサービスセンター 宙	秩父郡横瀬町大字横瀬 4 8 1 9 - 1	特定非営利活動法人 千笑の会	通所介護	平成26年6月2日

			介護予防通所介護	
ケアセンター 宇	秩父郡横瀬町大字横瀬4819-1	特定非営利活動法人 千笑の会	居宅介護支援	平成26年6月1日

告 示

埼玉県告示第九百二十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた地域密着型介護老人福祉施設及び介護老人福祉施設を含む。）から、次のとおり変更の届出があつた。

平成二十六年六月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

名 称	変更事項	変 更 前	変 更 後	機 関 種 別 名
花 花 訪 問 介 護	所 在 地	川口市元郷5 - 20 - 18 - 105	川口市南鳩ヶ谷4 - 17 - 16ラシーヌ・ド・ラブーレ101号	介 護 予 防 訪 問 介 護
				訪 問 介 護
居宅介護支援 花花	所 在 地	川口市元郷5 - 20 - 18 - 105	川口市南鳩ヶ谷4 - 17 - 16ラシーヌ・ド・ラブーレ101号	居 宅 介 護 支 援
ケアタウンつどい大沢	所 在 地	越谷市大沢3 - 23 - 2	越 谷 市 大 沢 3 - 2 3 - 3	介 護 予 防 特 定 施 設 入 居 者 生 活 介 護
				特 定 施 設 入 居 者 生 活 介 護

告 示

埼玉県告示第九百二十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた地域密着型介護老人福祉施設及び介護老人福祉施設を含む。）から、次のとおり廃止の届出があつた。

平成二十六年六月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

名 称	所 在 地	サ ー ビ ス の 種 類	廃 止 年 月 日
埼 宅 ク リ ニ ッ ク	川 口 市 東 本 郷 9 6 5	居 宅 療 養 管 理 指 導	平 成 26 年 4 月 30 日
		介 護 予 防 居 宅 療 養 管 理 指 導	
染 井 ク リ ニ ッ ク	鶴ヶ島市新町2-23-3	居 宅 療 養 管 理 指 導	平 成 26 年 5 月 1 日
		介 護 予 防 居 宅 療 養 管 理 指 導	
よ つ ば 歯 科	川 口 市 坂 下 町 2 - 1 - 2 5	居 宅 療 養 管 理 指 導	平 成 26 年 4 月 30 日
		介 護 予 防 居 宅 療 養 管 理 指 導	
デンタルクリニックデュオ中爪	比企郡小川町中爪95-31	居 宅 療 養 管 理 指 導	平 成 26 年 4 月 30 日
		介 護 予 防 居 宅 療 養 管 理 指 導	
う ぐ い す 薬 局	入 間 市 豊 岡 5 - 3 - 5	居 宅 療 養 管 理 指 導	平 成 26 年 4 月 30 日
		介 護 予 防 居 宅 療 養 管 理 指 導	
か し あ い 薬 局	深 谷 市 柏 合 山 本 7 0 - 5	居 宅 療 養 管 理 指 導	平 成 20 年 12 月 31 日
ア ー ス サ ポ ー ト 川 口	川 口 市 幸 町 2 - 1 4 - 2 7	福 祉 用 具 貸 与	平 成 26 年 6 月 30 日
		特 定 福 祉 用 具 販 売	
		特 定 介 護 予 防 福 祉 用 具 販 売	
		介 護 予 防 福 祉 用 具 貸 与	
ヘ ル ス ケ ア サ ポ ー ト	熊 谷 市 村 岡 3 0 7 - 1	居 宅 介 護 支 援	平 成 26 年 3 月 31 日

告 示

埼玉県告示第九百四十号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条（同法第五十五条において準用する場合を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条（同法第五十五条において準用する場合を含む。）の規定による医療支援給付のための医療を担当する医療機関又は施術を担当する施術者として、次の者を指定した。

平成二十六年六月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 指定医療機関

名 称	開 設 者	所 在 地	指 定 年 月 日
ふ か さ く 眼 科	深 作 貞 文	幸 手 市 幸 手 5 2 6 2 - 7	平成 26 年 6 月 1 日
鳩 ヶ 谷 ク リ ニ ッ ク	医 療 法 人 社 団 三 世 会	川 口 市 里 1 6 4 6 番 地 1 階	平成 26 年 5 月 1 日
や そ し ま 耳 鼻 咽 喉 科	医 療 法 人 社 団 セ ン ト ル ー ク 会	川 口 市 並 木 三 丁 目 3 番 2 4 号	平成 26 年 5 月 1 日
医療法人社団 慈孝内科外科クリニック	医療法人社団 慈孝内科外科クリニック	川 口 市 安 行 領 根 岸 2 7 2 1 - 7	平成 26 年 5 月 1 日
医療法人社団 真昭会 埼玉クリニック	医 療 法 人 社 団 真 昭 会	川 口 市 大 字 東 本 郷 字 合 ノ 谷 9 6 5 番 地	平成 26 年 5 月 1 日
医療法人社団 一新会 和光駅前皮フ科	医 療 法 人 社 団 一 新 会	和 光 市 丸 山 台 1 丁 目 1 0 - 4 FSB0X 4 F	平成 26 年 5 月 1 日
医療法人社団 曙光会 石くぼ医院	医 療 法 人 社 団 曙 光 会	北 足 立 郡 伊 奈 町 学 園 2 - 1 8 7	平成 26 年 5 月 1 日
医療法人 おかもと腎クリニック	医 療 法 人 お か も と 腎 ク リ ニ ッ ク	桶 川 市 泉 二 丁 目 1 9 番 5 0 号 東 急 ド エ ル 桶 川 ビ レ ジ 1 号 棟	平成 26 年 5 月 8 日
川 口 と み た 眼 科	三 田 真 理 子	川 口 市 川 口 6 - 2 - 1 川 口 駅 西 口 医 療 モ ー ル 2 階	平成 26 年 6 月 1 日
あげお在宅医療クリニック	宮 内 邦 浩	上 尾 市 上 2 0 - 8	平成 26 年 6 月 1 日
染 井 ク リ ニ ッ ク	医 療 法 人 仁 会	鶴 ヶ 島 市 新 町 二 丁 目 2 3 番 3	平成 26 年 5 月 1 日
ダイアン・いこ皮フ科クリニック	林 圭 子	川 口 市 前 川 1 - 1 - 1 1 イ オ ン モ ー ル 川 口 前 川 2 階	平成 26 年 5 月 1 日
青毛整形外科クリニック	医 療 法 人 生 陽 会	久 喜 市 青 毛 1 1 1 2 - 3	平成 26 年 5 月 1 日
な か ち 小 児 科 医 院	仲 地 正 宣	川 口 市 金 山 町 1 2 - 1 - 1 0 3	平成 26 年 5 月 2 日
川 口 ク リ ニ ッ ク	医 療 法 人 高 仁 会	川 口 市 西 川 口 6 - 1 7 - 3	平成 26 年 6 月 1 日
新座はなふさ皮膚科	医 療 法 人 社 団 清 優 会	新 座 市 野 火 止 5 - 1 0 - 2 6	平成 26 年 6 月 1 日
いわさ泌尿器科クリニック	岩 佐 英 祐	越 谷 市 大 沢 3 - 6 - 1 パ ル テ き た こ し 3 階	平成 26 年 6 月 2 日

エミナーズクリニック	医療法人社団 親孝会	春日部市内牧字下原新田3701番地1	平成26年6月1日
いしどりクリニック	石 鳥 直 孝	草加市苗塚町418-1	平成26年5月1日
つるせ整形外科	相 良 芳 洋	入間郡三芳町藤久保197-20	平成26年5月1日
元気クリニック 上福岡	宮 崎 英 史	ふじみ野市上福岡1-14-46 中商ビル1階	平成26年6月1日
金山町たたら内科	長 江 厚	川口市金山町12-1-103-2	平成26年6月1日
医療法人社団 克翔会 安原泌尿器科クリニック	医療法人社団 克翔会	熊谷市中央2丁目258番地1	平成26年5月1日
公益社団法人 東松山医師会 東松山医師会病院	公益社団法人 東松山医師会	東松山市神明町1-15-10	平成24年4月1日
小手指アイル歯科・矯正歯科	医療法人 希翔会	所沢市小手指町1丁目8番地1 2階	平成26年5月1日
ふれあい歯科	長 谷 川 浩 之	川口市東川口4-24-1 アド・ドミール202	平成26年5月1日
医療法人社団 Your Smile よつば歯科	医療法人社団 Your Smile	川口市坂下町2-1-25	平成26年5月1日
たんの歯科クリニック	丹 野 哲 哉	朝霞市北原2-5-30	平成26年4月1日
戸田 えがお歯科	山 口 哲	戸田市下戸田1-18-2 パティオ戸田公園2F	平成26年5月1日
医療法人 山崎歯科医院	医療法人 山崎歯科医院	春日部市八丁目462-1	平成26年6月1日
高富デンタルクリニック	弘 田 正 晴	吉川市高富1-5-8	平成26年6月1日
さかのデンタルクリニック	坂 野 智 三	熊谷市上之1999-1 エールビル1F	平成26年6月1日
太陽歯科医院	粕 谷 信 介	草加市草加4-5-6	平成26年5月1日
デンタルクリニック デュオ中爪	塩 田 乃 里 子	比企郡小川町中爪95番地31	平成26年5月1日
高山歯科医院	高 山 修	ふじみ野市鶴ヶ丘二丁目14番15号	平成26年4月1日
K 歯科医院	尾 崎 憲	春日部市藤塚2886	平成26年5月29日

あらか歯科クリニック	小松新香	春日部市中央7-2-7	平成26年6月1日
白鳥歯科・矯正歯科	白鳥裕一	上尾市瓦葺9-3-4-1	平成26年5月12日
西武歯科医院	阿部扶美	新座市あたご3-7-1-3	平成26年6月1日
明倫堂薬局	イントロン株式会社	北足立郡伊奈町小室7-8-9-3-3	平成26年5月1日
はやて薬局	イントロン株式会社	上尾市大字川1-6-2-2	平成26年5月1日
かしわざ中央薬局	株式会社 エープラン	上尾市柏座1-1-0-1-3	平成26年5月1日
ひろせ西武薬局	株式会社 アポステータス	狭山市広瀬東3-1-3-1-8	平成26年5月1日
西武薬局	株式会社 アポステータス	狭山市入間川4-1-6-2-3 プロスピリティー狭山1階	平成26年5月1日
うぐいす薬局	株式会社 J.N. Pharmacy	入間市豊岡5-3-5	平成26年5月1日
金山町薬局	株式会社 メディシステム	川口市金山町1-1 サウスゲートタワー-川口1-0-2	平成26年6月1日
あすなろ薬局 けや木南店	株式会社 メディカルパティオ	本庄市けや木1-8-3	平成26年6月1日
よつば薬局 本庄駅前店	株式会社 よつば調剤	本庄市駅南1丁目1-3番地3号 笑和園ビル1F	平成26年6月1日
みどりの森薬局 旭店	みどりの森薬局 旭店	ふじみ野市旭1-1-3-2-0	平成26年6月1日
清見薬局	有限会社 メディスト	ふじみ野市清見1-2-1-3	平成22年5月6日
アイセイ薬局 戸塚安行店	株式会社 アイセイ薬局	川口市戸塚南2-1-6-1-2	平成26年6月1日
サンリバティー薬局 狭山市駅前店	株式会社 横浜エージェンシー&コミュニケーションズ	狭山市入間川1-1-8-3-0	平成26年4月1日
えのもと訪問看護ステーション	一般社団法人 えのもと訪問看護ステーション	戸田市下前2-6-2-1-3 F	平成26年5月1日
ケアーズはすだ訪問看護リハビリステーション	株式会社 NHFコンサルティング	蓮田市東5-8-6-1 まつしまやビル3F	平成26年5月1日
あかり訪問看護ステーション	医療法人 三療会	鴻巣市本町二丁目1-7-2 F	平成26年5月1日

マナ 訪問看護ステーション	株式会社 福音	川口市飯塚2丁目7番10号佐々木事務所101	平成26年5月1日
あねとす訪問看護ステーション	一般社団法人地域福祉を推進する会	深谷市上野台3323番地 202号	平成26年4月1日

二 指定施術者

氏名	住所	名称	所在地	指定年月日
松田 健作		健作接骨院	さいたま市中央区鈴谷2-622-21 サンビル2-101	平成26年4月24日
中迫 岳史		なかさこ接骨院	川口市上青木1-1-19 フィオーレ西川口103	平成26年5月7日
今井 正和		馬場三丁目整骨院	東京都新宿区高田馬場3-13-1 ノークビル1F	平成26年5月1日
上山 和俊		上山整骨院	上尾市緑丘3-3-11 PAPAプリンセス棟2F	平成26年6月2日
大島 貞昭		しま鍼灸整骨院	入間市野田188-1	平成26年5月20日
米良 雅文		なないろ整骨院	所沢市けやき台2-42-9 クレールけやき台1F	平成26年5月19日
嶋崎 悠太		西所沢鍼灸整骨院	所沢市大字山口301-2-1F	平成26年6月2日
荒井 宏之		戸田鈴木接骨院	戸田市本町4-1-18 エクセルみたけ101	平成26年6月2日
鈴木 啓三		すずひろ整骨院	草加市谷塚上町31-1	平成26年6月4日
田上 義之		つばさ接骨院	越谷市袋山1383-5	平成26年5月6日
富永 裕樹		戸田とみなが接骨院	戸田市新曽904	平成26年5月1日
成田 実加		女性専門 はっとりはりきゅう接骨院(大門院)	さいたま市大宮区大門町3-197星野第2ビル	平成26年7月1日
柳内 昭彦		西浅草接骨院	東京都台東区西浅草3-21-12	平成26年5月1日

小川 進		すすむ整骨院	久喜市上内 1 2 1 0 - 1	平成 26 年 5 月 8 日
豊田 希		株式会社 東京在宅サービス	東京都新宿区新宿 1 - 5 - 4 YKBマイクガーデン 201	平成 26 年 6 月 1 日
川島 徹		日月庵 川島鍼灸指圧治療院	上尾市原市 1 2 4 0 - 3	平成 26 年 7 月 1 日
長谷川 進		愛里治療院	東松山市松山 2 1 4 6 - 1	平成 26 年 5 月 1 日
川村 隆		中央在宅マッサージ飯能院	飯能市柳町 9 - 17 すみやビル 204	平成 26 年 6 月 1 日
畑中 栄美子		めぐ訪問マッサージ	群馬県邑楽郡板倉町下五箇 1 8 7 9	平成 26 年 6 月 1 日
永倉 臣一		鉢形治療院	大里郡寄居町鉢形 1 3 5 1 - 4	平成 26 年 7 月 1 日
堀山 秀章		堀山指圧鍼灸院	草加市神明 1 - 4 - 5	平成 26 年 7 月 1 日
河井 昭治		鍼灸指圧・マッサージ カワイ治療室	草加市吉町 5 - 1 1 - 2 7	平成 26 年 7 月 1 日
菊地 徹郎		中央在宅マッサージ	飯能市柳町 9 - 7 すみやビル 204	平成 26 年 5 月 28 日
高橋 伸子		中央在宅マッサージ	飯能市柳町 9 - 17 すみやビル 204	平成 26 年 6 月 1 日
牧口 哲也			戸田市新曽 2 1 4 6 - 2 サンノースブル北戸田 203	平成 26 年 6 月 5 日
有村 利秀		苞徳治療院	ふじみ野市上福岡 1 - 6 - 2 6	平成 26 年 7 月 1 日
金子 和人		株式会社 ヒューマンライフネット ファイナリマツージ治療院	東京都新宿区大京町 1 2 - 4 0 - 1 0 8	平成 26 年 5 月 13 日

告 示

埼玉県告示第九百四十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条（同法第五十五条において準用する場合を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条（同法第五十五条において準用する場合を含む。）の規定による指定医療機関から、次のとおり廃止の届出があつた。

平成二十六年六月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 指定医療機関

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
は や て 薬 局	上 尾 市 今 泉 5 0 4 - 3	平成 26 年 4 月 30 日
誠 公 堂 薬 局 越 谷 店	越 谷 市 大 澤 3 2 1 9 - 1	平成 26 年 5 月 31 日
染 井 ク リ ニ ッ ク	鶴 ケ 島 市 新 町 2 - 2 3 - 3	平成 26 年 5 月 1 日
慈 孝 内 科 外 科 ク リ ニ ッ ク	川 口 市 安 行 領 根 岸 2 7 2 1 - 7	平成 26 年 4 月 30 日
和 光 駅 前 皮 フ 科	和 光 市 丸 山 台 1 - 1 0 - 4 - 4 F	平成 26 年 4 月 30 日
や そ し ま 耳 鼻 咽 喉 科	川 口 市 並 木 3 - 3 - 2 4	平成 26 年 4 月 30 日
よ つ ば 歯 科	川 口 市 坂 下 町 2 - 1 - 2 5	平成 26 年 4 月 30 日
お か も と 腎 ク リ ニ ッ ク	桶 川 市 泉 2 - 1 9 - 5 0 東 急 桶 川 ビ レ ッ ジ 1 F	平成 26 年 5 月 7 日
石 く ぼ 医 院	北 足 立 郡 伊 奈 町 学 園 2 - 1 8 7	平成 26 年 4 月 30 日
埼 宅 ク リ ニ ッ ク	川 口 市 東 本 郷 9 6 5	平成 26 年 4 月 30 日
青 毛 整 形 外 科 ク リ ニ ッ ク	久 喜 市 青 毛 中 村 1 1 1 2	平成 26 年 4 月 30 日
サ ン リ バ テ ィ ー 薬 局 狭 山 市 駅 前 店	狭 山 市 入 間 川 1 - 1 8 - 3 0 ハ イ ツ 狭 山 B	平成 26 年 3 月 31 日
ダ イ ア ン ・ い こ 皮 膚 科 ク リ ニ ッ ク	川 口 市 前 川 1 - 1 - 1 1 イ オ ン モ ー ル 川 口 前 川 2 階	平成 26 年 4 月 30 日
つ る せ 整 形 外 科	入 間 郡 三 芳 町 藤 久 保 1 9 7 - 2 0	平成 26 年 4 月 30 日
安 原 泌 尿 器 科 ク リ ニ ッ ク	熊 谷 市 中 央 2 - 2 5 8 - 1	平成 26 年 4 月 30 日
デ ン タ ル ク リ ニ ッ ク デ ュ オ 中 爪	比 企 郡 小 川 町 中 爪 9 5 - 3 1	平成 26 年 4 月 30 日

うぐいす薬局	入間市豊岡 5 - 3 - 5	平成 26 年 4 月 30 日
なかち小児科院	川口市金山町 1 2 - 1 - 1 0 3	平成 26 年 5 月 1 日
社団法人東松山医師会病院	東松山市神明町 1 - 1 5 - 1 0	平成 24 年 3 月 31 日
丹野歯科医院	朝霞市北原 2 - 5 - 3 0	平成 26 年 3 月 31 日
丸真薬局 プラスワン	秩父郡横瀬町横瀬 1 9 6 8 - 2 7	平成 26 年 4 月 30 日
吉田眼科医院	熊谷市弥生 2 - 6 3	平成 26 年 6 月 1 日
太陽歯科医院	草加市草加 4 - 5 - 6	平成 26 年 4 月 30 日

告 示

埼玉県告示第九百四十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条（同法第五十五条において準用する場合を含む）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条（同法第五十五条において準用する場合を含む）の規定による指定施術者から、次のとおり休止の届出があつた。

平成二十六年六月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

氏名	住所	名称	休止年月日
安藤 芳雄		坂本治療院	平成 26 年 5 月 24 日

告 示

埼玉県告示第九百四十三号

平成二十六年埼玉県告示第三十七号で公示した公共測量（三級基準点測量）は、平成二十六年三月二十日終了した旨測量計画機関である蕨市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十六年六月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第九百四十四号

平成二十六年埼玉県告示第四百六十五号で公示した公共測量（二級基準点測量、三級基準点測量）は、平成二十六年三月三十一日終了した旨測量計画機関である川口市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十六年六月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第九百四十五号

測量計画機関である蓮田市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十六年六月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

蓮田市

二 作業種類

公共測量（基準点座標交換、境界点座標交換）

三 作業地域

蓮田市大字黒浜地内

四 作業期間

平成二十六年六月三十日から平成二十七年二月二十七日まで

告 示

埼玉県告示第九百四十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、昭和四十八年埼玉県告示第千五百五十二号で告示した鴻巣都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

平成二十六年六月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 施行者の名称

鴻巣市

二 都市計画事業の種類及び名称

鴻巣都市計画下水道事業鴻巣公共下水道

三 事業施行期間

昭和四十八年八月三十一日から

平成二十八年三月三十一日まで

四 変更に係る事業地

イ 汚水

（1） 収用の部分

変更なし

（2） 使用の部分

昭和四十八年埼玉県告示第千五百五十二号、昭和五十年埼玉県告示第千六百六号、昭和五十二年埼玉県告示第千三百九十三号、昭和五十六年埼玉県告示第千五百六号、昭和五十六年埼玉県告示第千二百二十号、昭和五十七年埼玉県告示第千二百三十三号、昭和六十三年埼玉県告示第四百四十三号、昭和六十三年埼玉県告示第四百八十八号、平成五年埼玉県告示第三百七十二号、平成六年埼玉県告示第三百二十九号、平成七年埼玉県告示第三百四十三号、平成八年埼玉県告示第四百六十二号、平成八年埼玉県告示第千五百四十五号、平成十年埼玉県告示第千六百六十九号、平成十一年埼玉県告示第千五百七号、平成十二年埼玉県告示第九百十号、平成十二年埼玉県告示第千五百五十九号、平成十三年埼玉県告示第二百九十二号、平成十三年埼玉県告示第五百八号、平成十五年埼玉県告示第六百八十六号、平成十五年埼玉県告示第七百三十四号、平成十六年埼玉県告示第四百九十五号、平成十七年埼玉県告示第七百三十三号、平成十七年埼玉県告示第七百三十六号、平成十七年埼玉県告示第千八百号、平成十八年埼玉県告示第千五百八十四号の事業地に加え、鴻巣市原馬室字上曾部並び

に鴻巣市原馬室字下曾部並びに鴻巣市滝馬室字曾部を加える。

口 雨水

(1) 収用の部分
変更なし

(2) 使用の部分
変更なし

告 示

埼玉県告示第九百四十七号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百三条第三項の規定により、東松山葛袋開発株式会社から東松山都市計画事業葛袋土地区画整理事業について換地処分をした旨の届出があったので、同条第四項の規定により、公告する。

平成二十六年六月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第九百四十八号

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第四十五条第四項の規定により、
北戸田駅東1街区市街地再開発組合の解散を認可した。

平成二十六年六月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第百一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十六年六月二十七日

埼玉県川越建築安全センター所長 橘

裕 子

一 許可番号

平成二十五年十月二十一日

指令川建セ第二五〇〇八五〇号

二 検査済証番号

平成二十六年六月二十三日

川建セ第二六 四〇号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡吉見町大字黒岩字上屋敷二九六番一、二九七番

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県鴻巣市上谷二一七五番地五 一〇二号室 パルファン

小熊 広典

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千四十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十六年六月二十七日

埼玉県越谷建築安全センター所長 内 藤 知行

一 許可番号

平成二十六年五月二十二日

指令越建セ第二六〇〇一〇〇号

二 検査済証番号

平成二十六年六月二十四日

越建セ第一四七一一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県北葛飾郡杉戸町清地二丁目三百五番二

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都武蔵野市境二丁目二番二号

株式会社飯田産業 代表取締役 兼井雅史

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千四十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十六年六月二十七日

埼玉県越谷建築安全センター所長 内 藤 知行

一 許可番号

平成二十六年六月十三日

指令越建セ第二五〇〇二七一号

二 検査済証番号

平成二十六年六月二十五日

越建セ第一四八一一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県北葛飾郡杉戸町大字倉松字丑発六百四十三番五、六百四十三番八、六百

四十三番九

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

千葉県野田市古布内千四百四十九番地三

石浦 陽一

告 示

埼玉県病院事業告示第二十一号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年六月二十七日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

- 1 購入等件名及び数量
汎用血管撮影装置 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県立循環器・呼吸器病センター 用度担当
埼玉県熊谷市板井 1696 番地
- 3 落札者を決定した日
平成 26 年 6 月 19 日
- 4 落札者の氏名及び住所
東芝メディカルシステムズ株式会社
栃木県大田原市下石上 1385 番地
- 5 落札金額
188,881,200 円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
平成 26 年 5 月 9 日

雑報

議長選挙

樋口邦利議長は、六月二十三日辞職し、同日次の者が選挙された。

議長 長峰宏芳